

高知県食品加工高度化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県食品加工高度化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、県内食品関連事業者の事業戦略に基づく生産性及び衛生管理の向上、輸出やインバウンドへの対応に向けた環境整備並びに商品開発・改良の取組に必要となる費用の一部を助成することにより、地産外商に対する挑戦を後押しし、本県経済の一層の飛躍を図ることを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる取組で、別表第1に定める要件を満たす事業（令和8年2月末日までに完了するものに限る。）とする。

(1) 生産性向上

製造工程の省力化、効率化及び在庫管理や品質管理体制の強化等により生産管理の向上を図る取組

(2) 衛生管理向上

HACCP手法（食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組）を踏まえた衛生管理レベルを向上させる取組

(3) 輸出等環境整備

ハラール認証又はコーシャ認証の取得により、海外への輸出及びインバウンドへの対応を支援する取組

(4) 商品開発

地産外商に資すると認められる新商品の開発に関する取組

(5) 商品改良

地産外商に資すると認められる既存商品の改良に関する取組

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、県内に所在する食品関連事業者のうち、次に掲げる者とする。ただし、別表第1に定める要件を満たす事業のうち、「商品開発」及び「商品改良」の事業については、従業員20名以下の事業者に限る。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

(2) 農業協同組合、漁業協同組合、企業組合、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、第三セクター等（資本金等の額の2分の1以上を公共的団体が出資等している法人をいう。）又は特定非営利活動法人

(3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当であると認める法人

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算

出された交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第 6 条 規則第 3 条第 1 項及び第 2 項の補助金等の交付の申請をしようとするときは、別記第 1 号様式による交付申請書及び別記第 2 号様式による誓約書兼同意書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、補助事業に要する経費から消費税及び地方消費税を減額した金額を補助対象経費として算出し、これに補助率を乗じた金額を、限度額を上限として、補助金交付申請額として申請する。

（補助金の交付の決定）

第 7 条 知事は、前条第 1 項の規定による補助金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付額を決定する。ただし、当該申請をしたものが別表第 2 に該当する場合又は直近 1 年について県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がある場合を除く。

（補助の条件）

第 8 条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）補助事業に係る法令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- （2）補助事業の実施に当たっては、別表第 2 のいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- （3）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（補助金の交付の決定の取消し）

第 9 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第 2 のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業に関して不正その他不適当な行為をした場合
- （4）補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の返還）

第 10 条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額をえる補助金が交付されている場合は、当該超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業の変更又は中止等)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の内容等について、変更又は中止等をしようとするときは、事前に別記第 3 号様式による変更（中止）等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更（中止）等の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する事項とする。

- (1) 補助金額が増額となる場合
- (2) 補助金額を 20 パーセントを超えて減額する場合
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (4) 補助事業の完了予定年月日を延期する場合
- (5) 補助対象事業区分間の配分の 20 パーセントを超える変更をする場合
- (6) 補助事業の内容を大幅に変更する場合

(財産の処分の制限等)

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産のうち、当該財産の取得価格が 50 万円以上の施設財産、機械及び器具等（以下「取得財産等」という。）については、別記第 4 号様式による取得財産等管理台帳を備え、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、補助事業者は、事前に知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

4 補助事業者は、第 2 項の規定により知事の承認を得て取得財産等を処分したことにより収入があった場合、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

(補助事業の実績報告等)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して 14 日以内又は補助事業の実施年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、別記第 5 号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 知事は、前項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条第 2 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(遂行状況の報告等)

第 15 条 知事は、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査を行うものとする。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(関係書類の保存)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を令和 13 年 5 月 31 日まで保管しなければならない。ただし、第 12 条第 1 項の取得財産等管理台帳については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間を終了するまで保管しなければならない。

(グリーン購入)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 18 条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(知的財産)

第 19 条 補助事業に関連する知的財産については、補助事業者の責任において適切に管理しなければならない。

2 補助事業により作成された著作物に係る著作権に関し、第三者の著作権を侵害するものとして、第三者との間で紛争が生じた場合は、補助事業者は、その責任においてこれを処理し、解決しなければならない。

(目標数値の達成状況の報告)

第 20 条 目標数値の達成状況については、別記第 6 号様式による目標数値の達成状況報告書により、令和 7 年度から令和 9 年度までの各年度の実績をそれぞれ翌年度 4 月 30 日までに知事に提出するものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条、第 10 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条から第 20 条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

事業区分	補助要件	補助対象経費	費目	補助対象経費の内訳	補助率	補助限度額	申請回数
生産性 向上	・申請時に事業戦略若しくはこれに準ずる事業計画を策定済み又は令和7年度中に策定すること	生産性の向上（製造工程の省力化及び効率化等）に必要と認められる経費	役務費	生産管理の高度化に必要なコンサルティングに要する経費	2分の1以内	100万円 （下限10万円）	1回
			機器整備費	食品の製造工程において直接関連する機器類に要する経費（生産性向上を図るために一体的に整備するソフトウェアの導入に要する経費を含む）	3分の1以内 （デジタル化及びグリーン化の取組については2分の1以内）	300万円 （下限30万円）	
衛生管理 向上		衛生管理レベルの向上に必要と認められる経費	役務費	HACCPに関する国際衛生基準認証取得に係るコンサルティング、審査及び認証（初回のみ）に要する経費並びに米国食品安全強化法（FSMA）への対応に向けたコンサルティングに要する経費	2分の1以内		
			機器整備費	HACCPに関する国際衛生基準認証及び米国食品安全強化法（FSMA）に求められる基準を満たすために必要な機器導入に要する経費			
			工事請負費	HACCPに関する国際衛生基準認証及び米国食品安全強化法（FSMA）に求められる基準を満たすために必要な工事に要する経費			
輸出等環境 整備			ハラール及びコーシャへの対応に必要と認められる経費	役務費	ハラール認証及びコーシャ認証取得に係るコンサルティング並びに審査及び認証（初回のみ）に要する経費	2分の1以内	

※事業戦略又はこれに準ずる事業計画とは、事業戦略策定支援会議の評価を受けた事業戦略等とする。

※事業区分「衛生管理向上」を活用する場合、補助金交付決定から3年以内にHACCPに関する国際衛生基準の認証取得が見込まれること。

別表第1（1）（第3条、第5条関係）

事業区分	補助要件	補助対象経費	費目	補助対象経費の内訳	補助率	補助限度額	申請回数
商品開発	・申請時に事業戦略若しくはこれに準ずる事業計画を策定済み又は令和7年度中に策定すること	商品開発に必要な経費	謝金	商品開発に必要な指導及び助言を受けるために依頼した専門家等に対する謝礼として支払われる経費	2分の1以内	100万円 （下限10万円） （グリーン化の取組については200万円 （下限10万円））	1回
			委託費	試作品の市場調査及び商品開発に係るコンサルティング会社等への委託料、試作品の製造に係る委託料、パッケージの制作及び版代・型代等の製版に係る経費並びにデザインの外注費として支払われる経費 （注）販売が一部の店舗に限定されるパッケージの制作及び製版に係る経費は対象外とする。			
			役務費	商品開発に伴う微生物、栄養成分等の検査費用及び商標等の登録に要する経費			
		商品PRに効果的な経費	謝金	商品PRに必要な指導及び助言を受けるために依頼した専門家等に対する謝礼として支払われる経費			
			印刷製本費	商品PRに使用する販促印刷物等の印刷に要する経費 （注）既存のパッケージ等の増刷に要する経費については除く。			
			委託費	PR資材の制作に係る経費及びデザインの外注費として支払われる経費			

※商品開発とは、新たに商品のJANコードを設けるものをいう。ただし、内容量の変更や既存商品と連携した商品（シリーズ品）の開発は、これに該当しない。

※「商品PRに効果的な経費」は、「商品開発に必要な経費」を超えない範囲で認めるものとする。

※商品PRとは、本事業で開発する商品について、商品に対する消費者等の反応を調査するための活動及び商品認知度を向上させるために行う活動とし、通常の販売活動は除く。

別表第 1 （ 2 ）（第 3 条、第 5 条関係）

事業区分	補助要件	補助対象経費	費目	補助対象経費の内訳	補助率	補助限度額	申請回数
商品改良	・申請時に事業戦略若しくはこれに準ずる事業計画を策定済み又は令和 7 年度中に策定すること	商品改良に効果的な経費	謝金	商品改良に必要な指導及び助言を受けるために依頼した専門家等に対する謝礼として支払われる経費	2 分の 1 以内	100 万円 （下限 10 万円）	1 回
			委託費	試作品の市場調査及び商品改良に係るコンサルティング会社等への委託料、試作品の製造に係る委託料、パッケージの改良及び版代・型代等の製版に係る経費並びにデザインの外注費として支払われる経費 （注）販売が一部の店舗に限定されるパッケージの改良及び製版に係る経費は対象外とする。			
			役務費	商品改良に伴う微生物、栄養成分等の検査費用及び商標等の登録に要する経費			

※既存商品と連携した商品（シリーズ品）の改良に係る申請は、1 回限りとする。また、本補助金を活用して開発した商品の改良については補助対象外とする。

別表第2（第7条 - 第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。